

社団法人 日本照明器具工業会

改正 追 補

照明器具製品事故対策マニュアル

JLA1015-2007

5 ページの 7.3 項と 8 項の間に、次の項目を追加する。

『7. 4 社団法人 日本照明器具工業会への事前報告

- (1) リコールを告知する前に日本照明器具工業会にメール、FAX 等で事前に情報を提出する。
- (2) 日本照明器具工業会は内容を確認し会員企業及び製品安全委員会委員に周知する。』

社団法人日本照明器具工業会 JLA1015 「照明器具製品事故対策マニュアル」第4版 制 定：2007年9月26日 改 正：2010年7月7日 審議機関：製品安全委員会（委員長 大川内 治） 立案機関：製品安全委員会（委員長 大川内 治） 社団法人日本照明器具工業会	発行日 2010年7月22日 発行 社団法人 日本照明器具工業会 東京都台東区上野3丁目2番1号 電話 (03)3833-5747 禁 無断複写、転載
---	--